

令和3年度立川市個人情報保護審議会答申について（要旨）

番号	諮問日（上段） 答申日（下段）	実施機関	諮問の概要	審議会の結論
立個審第1号	令和3年12月2日 令和4年4月18日	立川市長	審査請求人が、令和3年〇月〇日付で行った保有個人情報の開示請求に対して、立川市長が、令和3年〇月〇日付で不存在を理由に非開示等決定を行ったところ、その決定を不服として取消しを求めるもの。	立川市長が、令和3年〇月〇日付で行った非開示等決定は不当であり、取消すべきである。

番号	諮問日 答申日	実施機関	諮問の概要	審議会の結論
立個審第2号	令和3年12月2日 令和4年4月18日	立川市長	審査請求人が、令和3年〇月〇日付で行った保有個人情報の開示請求に対して、立川市長が、令和3年〇月〇日付で開示等決定を行ったところ、非開示部分については理由が記載されていなかったため、その決定を不服として取消しを求めたもの。	立川市長が、令和3年〇月〇日付で行った開示等決定については、非開示部分について理由が付記されておらず立川市個人情報保護条例第17条第2項に反する。立川市長は、当該開示決定を取消したうえで、非開示部分については理由を付記し、改めて一部開示決定を行うべきである。